【規程番号　神女大短Ⅵ－005】

神戸女子大学・神戸女子短期大学図書館寄贈図書の受入に関する規程

（目 的）

第１条　この規程は寄贈図書の受入に関し必要な事項を定める。

（取 扱）

第２条　寄贈は原則として辞退する。ただし、学術上重要な図書に関してはこの限りではない。

（受 入）

第３条　重要な図書の寄贈を申し出た者には、図書館長はリストの提出を求めることとする。

第４条　図書館長は、このリストに基づき必要に応じ、専門分野の教員に寄贈図書を受け入れるかどうかを諮ることができる。

第５条　個別の寄贈図書の受入は、前条の手続を経て図書館長が決定する。

２　コレクションについては、図書館運営委員会の議を経て、図書館長が受入の可否を学長に上申する。

（寄 託）

第６条　寄託を受ける場合は、図書館長が図書館運営委員会に諮り、決定する。

第７条　寄託を受ける際は、期限を定めて預り証を発行し、期限を過ぎる毎に更新するものとする。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学図書館寄贈図書の受入に関する規程は廃止する。